

◎新潟県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市小白倉卯1108の3、卯1109の4、卯1368の3、卯1370の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため